様式第八（注1）中「一般電気事業供給約款料金算定規則様式第６の２」を「廃止前の一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「旧一般電気事業供給約款料金算定規則」という。）様式第６の２」に、「一般電気事業供給約款料金算定規則様式第６の３」を「旧一般電気事業供給約款料金算定規則様式第７（」を「廃止前の一般電気事業託送供給約款料金算定規則（以下「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則」という。）様式第７（」に、「一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第７の２」を「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第７の２」に改め、同様式（注３）から（注６）まで中「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」を「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則」に改め、同様式（注７）中「一般電気事業供給約款料金算定規則」を「旧一般電気事業供給約款料金算定規則」に、「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」を「旧一般電気事業供給約款料金算定規則」に改め、同様式（注８）及び（注９）中「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」を「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則」に改める。

様式第九中「Ｇ：一般電気事業者、Ｓ：特定電気事業者、Ｐ：特定規模電気事業者」を「１：小売電気事業者、２：一般送配電事業者、３：登録特定送配電事業者」に改める。

様式第十中「Ｇ：一般電気事業者、Ｓ：特定電気事業者、Ｐ：特定規模電気事業者」を「１：小売電気事業者、２：一般送配電事業者、３：登録特定送配電事業者」に改め、同様式（注４）を次のように改める。

（注４）廃止前の一般電気事業託送供給約款料金算定規則（以下「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則」という。）に規定する変動範囲関連総可変費とする（旧一般電気事業者のみ記載）。

様式第十（注５）中「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」を「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則」に、「特定電気事業者及び特定規模電気事業者が届出者の場合は記載不要」を「旧一般電気事業者のみ記載」に改め、同様式（注６）を次のように改める。

（注６）みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額を基に算出した届出月の直近の月の燃料費調整単価（税込み）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）。

様式第十（注７）及び（注８）中「特定電気事業者及び特定規模電気事業者が届出者の場合は記載不要」を「旧一般電気事業者のみ記載」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正法第三条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新法」という。）第九条第一号の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。

一　当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二　改正法の施行前に改正法第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この条及び附則第九条において「旧法」という。）第二条第一項に規定する一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）であって、改正法附則第二条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（附則第四条第二号及び附則第六条第二号において「みなし小売電気事業者」という。）が特定契約（旧法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島（改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「新電気事業法」という。）第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。以下同じ。）における再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約に基づき調達したものを除く。）

第三条　改正法附則第三十四条第二項の規定により読み替えて適用する新法第九条第一号の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。

一　当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二　旧一般電気事業者であって、改正法附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約に基づき調達したものに限る。）

第四条　改正法附則第三十五条第一項の規定により読み替えて適用する新法第十二条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。この場合において、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（次条及び附則第八条において「新規則」という。）第十八条第一項中「供給した電気の量」とあるのは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）附則第四条に定める方法により算定した電気の量」と読み替えるものとする。

一　当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二　旧一般電気事業者であって、みなし小売電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において電気の使用者に供給した電気の量を除く。）

第五条　改正法附則第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する新法第十二条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。この場合において、新規則第十八条第一項中「供給した電気の量」とあるのは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）附則第五条に定める方法により算定した電気の量」と読み替えるものとする。

一　当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二　旧一般電気事業者であって、改正法附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において電気の使用者に供給した電気の量に限る。）

第六条　改正法附則第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する新法第十六条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。

一　当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二　旧一般電気事業者であって、みなし小売電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において電気の使用者に供給した電気の量を除く。）

第七条　改正法附則第三十六条第二項の規定により読み替えて適用する新法第十六条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。

一　当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二　旧一般電気事業者であって、改正法附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において電気の使用者に供給した電気の量に限る。）

（指定電気事業者に関する経過措置）

第八条　この省令の施行前にこの省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（次条において「旧規則」という。）第六条第一項第七号の規定による指定を受けた再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者等は、新規則第六条第一項第七号の規定による指定を受けた再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者等とみなす。